

日本間質性膀胱炎研究会刊行ガイドライン等の
転載に関する規定

2018年10月1日制定

1. 本規定は日本間質性膀胱炎研究会（以下SICJ）が刊行するガイドライン等からの転載に関する規定を定める。
2. SICJ刊行のガイドライン等からの転載を行おうとする者は、別紙の「転載許諾願」を作成の上、別紙の「転載要領」に従い、転載とその内容についてSICJから許可を得るものとする。
3. SICJに対して許可の申請があった場合は、事務局が申請内容の妥当性を検討する。
4. 事務局は、必要に応じてSICJ幹事と協議し、その結果について代表幹事に報告する。
5. 転載は以下の点を満たす場合にのみ許可する。
 - 1) 原文を修正していないこと。
 - 2) 他の部分と明確に区別されていること
 - 3) 出典が明記されていること
 - 4) 原典の趣旨に沿っていること
 - 5) 転載部分の占める割合が全体の50%以下であることを目安とする
6. 転載の許可は代表幹事名で行う。
7. この規定は2018年10月より適用する。